

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会事前ヒアリング
Cグループ (一財)埼玉県河川公社 議事概要

1 開催日時 令和6年10月2日(水) 15時42分～16時17分

2 開催方法 オンライン会議

3 出席者

(1) 委員 宍戸委員、中澤委員、松川委員

(2) 県 ・事務局 行政・デジタル改革課 秋穂主幹、新井主査
・法人所管課 河川環境課 田島課長、高橋副課長、杉山主幹

(3) 法人 (一財)埼玉県河川公社 江連常務理事、牟田主幹

4 ヒアリング内容

(委員)

県から法人への貸付金について、毎年返済しているものと認識しているが、毎年の返済額と返済期限を確認したい。また返済終了後は、毎年同額の余剰金が発生すると思われるが、どのように管理していくのか。

(法人所管課)

県から公社に対して、運営費貸付金と施設更新貸付金の貸付を行っている。令和29年3月を返済期限として、毎年500万円ずつ返済してもらう契約を締結している。今年度末の貸付金残高は1億1,300万円となる見込みであり、返済期限までに返済が行われる予定である。

この貸付前は、公社が自前で行う設備更新について原資がなかったため、県からの貸付金で更新していたが、返済終了後は、毎年の返済に充てていた500万円を設備更新に充てていくこととなる。

(委員)

毎年の返済額について、より多くの金額を返済することで、返済期間を前倒しにするという選択肢はないか。

(法人)

返済額を500万円よりも多くした場合、設備の更新や修繕に支障が出る恐れがある。

(委員)

貸付金返済後の余剰金は、収入と支出でプラスマイナスゼロになるという理解でよいか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

現在の修繕費などから、貸付金返済後も毎年500万円の修繕費が必要になるということを、ある程度算定できているということか。

(法人)

修繕費は例年500万円前後となっているため、返済終了後も同様の金額が必要になると想定しており、また準備金として設備更新費用も蓄えていかなければと考えている。

(委員)

この事業では儲けは出ないということか。

(法人)

儲けは今も出ており、令和5年度は1,300万円となっている。今後も艇置契約隻数を維持できれば、十分利益は出るものと考えている。

(委員)

儲けはどのように使っているのか。

(法人)

平成24年度末まで債務超過の状態にあり、正味財産が約300万円前後となっていた。その後増減はあるが、正味財産が300万円を切ると法人の解散に繋がってしまうため、まずは正味財産をしっかりと確保した上で事業を進めるため、貯めることとしている。また、開業から30年近く経過しているため、設備更新や修繕にも使っていかなければならないと考えている。

(委員)

平成25年度以降は、利益剰余金は積み上がっているのか。積み上がっているとすれば、いくら積み上げているのか。

(法人)

別枠で用意しているわけではないが、修繕引当金として500万円を積み立てている。設備更新の準備金という形では積み立てていない。そのほかの利益剰余金は普通預金の中に含まれており、キャッシュで1,000万円単位というところである。

(委員)

河川の占用許可について、これは国や県、ガスや電気などのインフラ、またこのような公社など以外では占用許可は下りないということによいか。

(法人所管課)

そのとおりである。公の施設の場合、10年単位で占用許可を行っている。

(委員)

マリーナは県の公の施設ではない。条例も定めていないはずだが。

(法人所管課)

公の施設としては位置付けていないが、県が設置者であり、法人が管理運営を行っている。今後も長期的に施設を使用するという考え方のもと、県土整備事務所長が10年単位で許可を行っている。

(委員)

設置者が県であるということは、施設は県の財産ということか。

(法人所管課)

そのとおりである。マリーナ自体は河川管理施設として県が設置したものである。マリーナの運営に係る施設は法人の所有となっており、法人が占用許可を受けている。
県の施設として条例で定めてはいないが、当初からこのような位置付けで行っている。

(委員)

県が県の施設として設置したが、条例で位置付けていないという、それはどういう意味か。県が設置者というからには、何らかの位置付けがないといけないのではないか。

(法人所管課)

河川の不法係留船対策の受け皿として設置したという経緯がある。

(委員)

不法係留船を撤去するために県が受け皿を作ろうとしたことは理解している。県が設置者ということの整理はできているかといった確認である。

(法人所管課)

マリナーは河川法に基づく河川管理施設であり、県が設置したという位置付けだが、条例とは関係ない。

(委員)

県民に利用させていると思うが。

(法人所管課)

県民というよりは契約者に利用してもらっているものである。河川管理施設の占有許可は法人に対して行っており、マリナーとして供しているという位置付けである。

(委員)

公社が施設の設置者であるという説明であれば理解できるが、県の施設となると法的な整理がどのようになっているか疑問である。

法人が実施する事業には繁忙期や閑散期はあるのか。契約の更新時期などは大変だと思うが、季節的な波があるのか教えてほしい。

(法人)

シーズンに入る3月から4月が一番事務の仕事が増える。この時期にはマリナーの契約の更新があるため更新者への艇置使用料の請求と回収業務も増え、また新規の申込受付も多くなる。

(委員)

マリナーの管理業務委託について、いずれのマリナーも外部事業者への随意契約となっている。契約金額の合理性はどのように確認しているか。

(法人)

開業当初から芝川マリナー、大場川マリナーともに1社に委託しており、委託料も決まっていた。それを現在まで引継ぎ、委託内容によって金額を増減させてきた経緯がある。令和3年度以降は工数を積み上げ、契約金額との整合性が取れているか確認しており、現在の契約金額は妥当と考えている。

(委員)

それは県独自の算定方法としてコストを積み上げる方式により確認したということでしょうか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

芝川マリナーと大場川マリナーはいずれも開業当初から1社に委託していたとのことだが、事業点検シートには芝川マリナーについて、他2社に入札参加を打診して辞退されたとの記載がある。これは指名競争入札を検討したが辞退されたということでしょうか。辞退の理由とその時期についても教えてほしい。

(法人)

平成28年度に委託先事業者を探し、候補としてあがった3社に応札してもらおうよう依頼した。しかし、そのうち1社が辞退、もう1社は今の委託先事業者と一緒に行いたいということで、最終的には1社のみが残ったという経緯である。

(委員)

今の委託先事業者と一緒に行いたいとはどういうことか。今の委託先事業者というのは、事業点検シートに記載のある事業者のことと思われるが、その事業者と共同運営をしているということか。

(法人)

現在は手を引いているため、今の事業者1社のみで行っている。

(委員)

平成28年度に応札依頼をした際に辞退した1社の理由は把握しているか。

(委員)

立地の関係で、海に近いところでマリナー運営をしたいとのことであった。芝川マリナーは海からの距離が約25キロメートルあるため、この場所でやっていけるか、採算が取れるか自信がないとのことであった。

(委員)

大場川マリナーについては、他の事業者への委託を検討したことはあるか。

(委員)

検討したことはあるが、結局は他に見つからなかった。今の委託先事業者は地元の会社であり、マリナーに精通していることから委託している。

(委員)

2つのマリナーの管理業務委託を一括ではなく個別に契約している理由として、連携することで相乗効果が期待される、あるいは相互の協力により相乗効果に寄与しているとのことだが、相互協力の具体例を教えてください。

(法人)

大場川マリナーは、潮の満ち引きに影響されて水位が変わるため、出港時間の制約があり小型船中心でないと難しい。一方、芝川マリナーは橋の高さや水深の関係で大型船の保管もできる。利用者は船を買い替える際に船を大きくする傾向がある。そうすると大場川マリナーの利用者は海に近いマリナーに行こうとするが、同じ系列の芝川マリナーに大型船も保管できる旨を案内している。また、芝川マリナーは水上バイクも置けるため、大場川マリナーの利用者から水上バイクを保管したいという声があったときは、芝川マリナーを案内するなど、利用者に公社のマリナーに留まってもらうようお互いに連携することで、増艇に繋げている。

(委員)

むしろ一括で業務委託をしたほうが連携を図ることができると思うがどうか。

(法人)

当初は現在の委託先事業者と異なる事業者が2つのマリナーを一括で管理していた。その事業者が芝川マリナーの管理に専念したいということで、大場川マリナーは現在の委託先事業者への委託となっている。2つのマリナーの委託を一括で受けてくれる事業者はないと考えている。

(委員)

相互協力というよりは、他になり手がいなかったという理解でよいか。

(公社)

そのとおりである。今は現在の委託先事業者が2社あるため、協力体制で行ってもらっている。

(委員)

公社を設置している理由として、ノウハウや専門知識を集約していることが見受けられた。他方で、そのノウハウや専門知識がある役職員が高齢化し、遅かれ早かれ退職するとなると、公社にノウハウや専門知識のある方がいなくなってしまうと思うがいかがか。

(法人)

現在は役員と職員の2名体制で、将来どうしていくのかという懸念がある。県には新たに1人採用してほしいと何度もお願いしている。近々の課題であり、安心して仕事ができない状況である。

(委員)

公社が行っている業務のうち、自らが行われなければならない、あるいは自ら以外ではできない事業務として、収納督促業務、予算決算業務、経理事業などが挙げられているが、例えば収納督促業務について収納代行業者を利用するなど、各種民間業者の利用により事務負担の軽減を図る方法などを検討したことはあるか。

(法人)

専門業者への委託について、これまで検討したことがある。今後も少人数の職員体制でマリナーの専門業務を行うためには、DXにより省力化を図る努力も必要だが、アウトソーシングにより業務委託を増やしていかなければならないと考えている。

(委員)

マリナーの管理については業務委託を行っているとのことだが、艇置契約については公社と利用者と契約しているということよいか。

(法人)

そのとおりである。

(委員)

それぞれのマリナーの管理業務委託先の事業者について、令和3年度と令和5年度を比較すると契約金額が値上がりとなっているが、その分は利用料金に反映しているのか。

(法人)

両マリナーへの委託内容が同じであり、また先ほどの説明のとおり両マリナーが協力関係を築いていることから、両マリナーへの委託料は同額としている。委託料の値上がりは、芝川マリナーの金額に合わせて大場川マリナーの金額を引き上げたことによるものだが、毎年の値上がりは人件費の増加が主な要因となっている。委託料は収入の何%以下に抑えることを決めているが、保管料収入の増加により、委託料も上がっている。

(委員)

委託料が値上がりする分、利用料金も値上げしているということか。

(法人)

利用料金は値上げしていない。契約する船の数が増えたことにより、保管料収入が増加している。

(委員)

DXやSDGsへの取組が不十分ということを課題として挙げているが、取組に関する計画の策定などはすでに行っているのか。

(法人)

今年度中に計画を策定するよう進めている。また造船業者においても、電気で動く船の開発など地球環境に貢献するような取組が行われている。

(委員)

河川の占用許可を申請するとき、申請者は公社と県のどちらになるのか。

(法人所管課)

河川の占用許可の申請者は、両マリナーとも公社となっている。各県土整備事務所長から公社理事

長宛てに許可を行っている。

(委員)

県や市町村ではなく、一般財団法人でも占用許可が下りると理解してよいか。

(法人所管課)

国土交通省の河川占用許可準則に基づき各都道府県は許可を行う。準則第6に占用の許可を受けることのできる者が規定されているが、そのうちの公益法人を広義に捉え、一般財団法人である公社にも許可を行っている。

(委員)

公社は一般財団法人だが、県と川口市、八潮市が出資者になっていることから、拡大解釈して公益法人に準じて考えているということか。

(法人所管課)

そのとおりである。